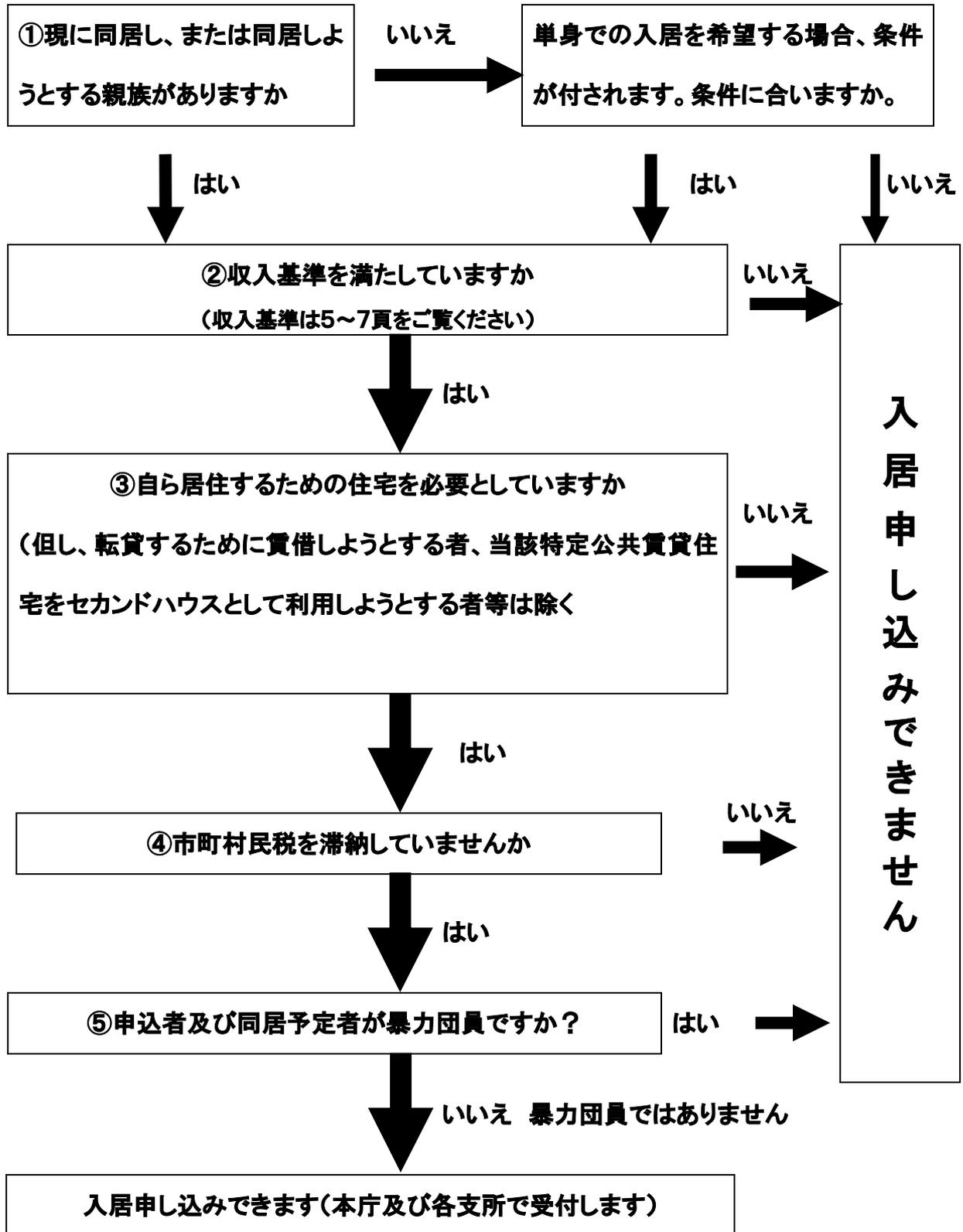
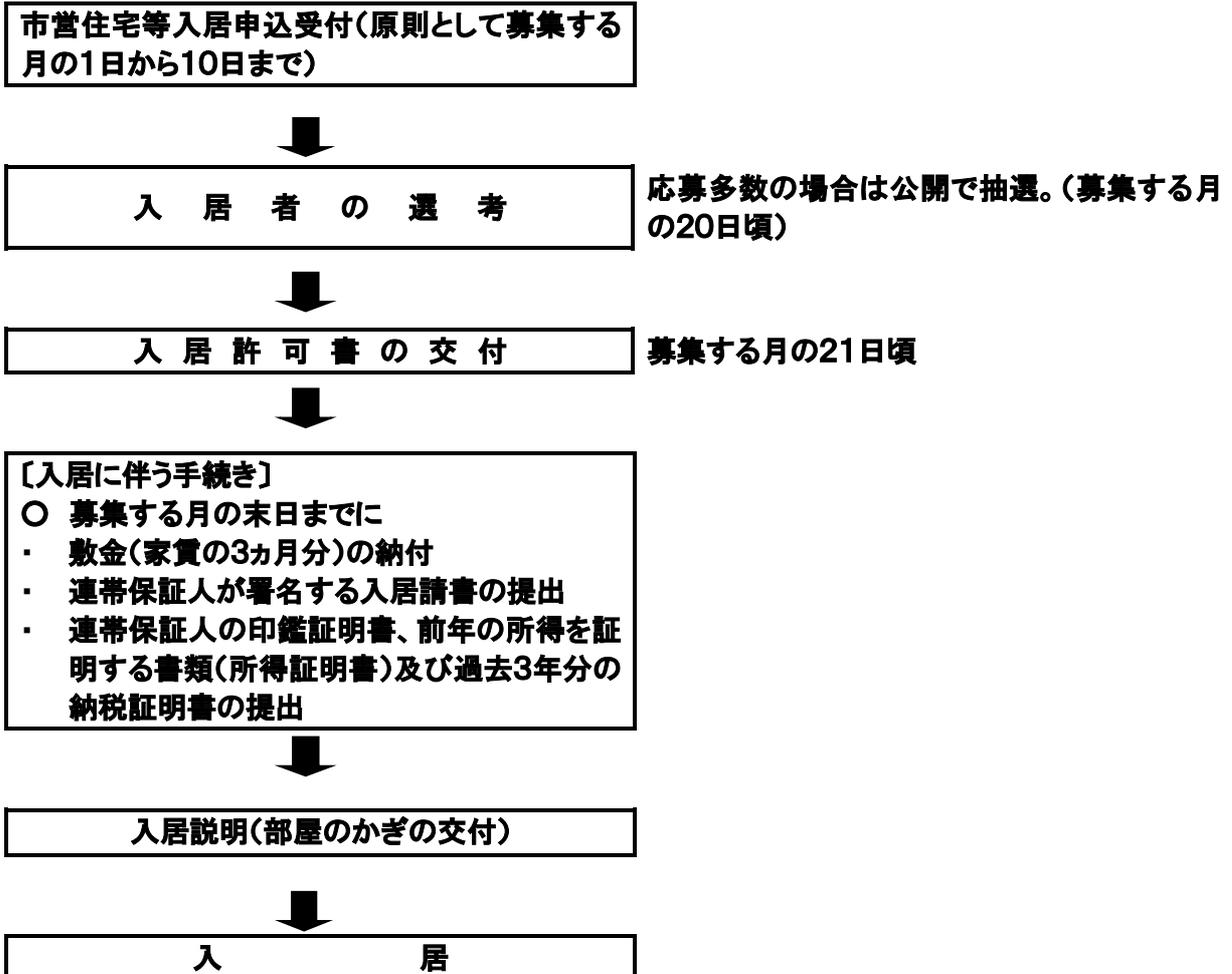


特定公共賃貸住宅入居者申込案内書

◎ 入居者資格



入居までの手続き(特定公共賃貸住宅入居申し込みから入居まで)



※ 入居が決まった方は

入居の許可のあった日から10日以内に上記の入居手続きをしてください。ただし、10日以内に手続きができない方は申し出てください。申し出のない方につきましては入居許可を取り消す場合があります。

※ 連帯保証人とは

入居者の義務について、連帯してその履行の責任を負うこととなります。入居者が義務を履行しない場合、連帯保証人の方に履行指導を依頼し、本人に代わっての履行を要請することがあります。

次の条件を満たす方が1名必要になります。

- (1) 一関市内に住所があり、独立した生計を営んでいる方。
- (2) 入居者と同程度以上の収入がある方で、市長が適当と認めた方。
- (3) 市町村民税等を滞納していない方。

※ 入居請書とは

みなさんが、特定公共賃貸住宅条例に定められた条項を確実に履行し、これに違反しないことを約束する確約書です。この約束に反した場合、市は入居者に明け渡しを求めることがあります。

※ 敷金の納入は

市の発行する納付書により納入してください。(入居時の家賃3ヵ月分になります。)この敷金は、あなたが市営住宅等を返還した後にお返しいたします。ただし、利息はつきません。

◎申し込みに必要な書類

1 特定公共賃貸住宅入居申込書(所定の用紙) 本庁都市整備課又は各支所産業建設課にあります。

2 住民票(入居される方全員分)

3 収入を証明する書類(収入のある方全員分) 次の表の区分により該当する提出書類全てを提出していただきます。

区分	現在の職場	提出書類	
		前年の所得証明書が交付されない時期(概ね1月～5月)	前年の所得証明書が交付される時期(概ね6月～12月)
給与所得者	前年1月1日から引き続き勤務している場合	① 源泉徴収票(注1)(前年中の収入を証する勤務先発行のもの) ② 所得証明書(注2)(前々年中の所得を証するもの) ①と②両方を提出してください	① 所得証明書(注2)(前年中の所得を証するもの)
	前年1月2日以降に現在の勤務先に就職した方	① 給与支払証明書(所定の用紙に勤務先から証明書を受けてください) ② 所得証明書(注2)(前々年中の所得を証するもの) ①と②両方を提出してください	① 給与支払証明書(所定の用紙に勤務先から証明書を受けてください) ② 所得証明書(注2)(前年中の所得を証するもの) ①と②両方を提出してください
自営業者	前年1月1日から引き続き営業している場合	① 確定申告書の控え(今年税務署に申告したもの) ② 所得証明書(注2)(前々年中の所得を証するもの) ①と②両方を提出してください	① 所得証明書(注2)(前年中の所得を証するもの)
	前年1月2日以降に営業を開始し、引き続き営業している方	① 確定申告書の控え(今年税務署に申告したもの) ② 所得証明書(注2)(前々年中の所得を証するもの) ①と②両方を提出してください	① 所得証明書(注2)(前々年中の所得を証するもの)
その他	年金受給者	① 所得証明書(注2)(前々年中の所得を証するもの) ② 年金証書の写し ①と②両方を提出してください	① 所得証明書(注2)(前年中の所得を証するもの) ② 年金証書の写し ①と②両方を提出してください
	失業中の方	① 所得証明書(注2)(前々年中の所得を証するもの) ② 「離職票の写し」または「雇用保険受給資格者証の写し」 ①と②両方を提出してください	① 所得証明書(注2)(前年中の所得を証するもの) ② 「離職票の写し」または「雇用保険受給資格者証の写し」 ①と②両方を提出してください
	生活保護世帯	① 所得証明書(注2)(前々年中の所得を証するもの) ② 生活保護受給証明書(福祉事務所発行) ①と②両方を提出してください	① 所得証明書(注2)(前年中の所得を証するもの) ② 生活保護受給証明書(福祉事務所発行) ①と②両方を提出してください

(注1) 1月の申込で「源泉徴収票」がまだ発行されていない方は「給与支払証明書」を提出してください

(注2) 「所得証明書」の交付を受ける場合は、所得金額と扶養の状況が確認できる証明書を提出してください(一関市の場合は 市県民税所得・課税証明書)

4 過去3年分の納税証明書(収入のある方全員分で、非課税の方は非課税証明書等)

5 暴力団員ではない旨を誓約する書類

6 その他の書類(下記事項に該当する場合は、必要書類を提出してください)

事 項	提出していただく書類
婚約中の場合	「誓約書」(所定の用紙にそれぞれ自筆で記名押印し、媒酌人等の証明を受けてください) ※なお、婚姻後速やかに婚姻を証明する書類を提出していただきます。
現在立ち退きを要求されている方	「立ち退き証明書」(理由を明確に記載し、家主から自筆で証明を受けてください)
申込家族に障害をお持ちの方がいるとき	「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は関係機関の証明書等障害の程度が確認できるもの。
被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する方	「罹災証明書」の写し又は関係機関の証明書等。
母子(父子)世帯の場合	戸籍謄本
单身による申し込みの場合	戸籍謄本等

※ 上記以外にも、必要に応じて証明書等の書類を提出していただく場合があります。

◎ 収入基準

収入の判定は、申込者及び同居者親族(婚姻者等の同居予定者を含みます。)の中で収入のある方全員の総所得金額を対象とします。

収入基準による申込資格の有無は、この総所得金額から各種控除金額を差し引き12ヶ月で割った収入月額で判定します。

収入月額が158,000円以上487,000円以下となった場合は、入居申込が可能です。

総所得金額 ・市町村長が発行する前年の所得を証明する書類の所得金額 ・収入のある方が2人以上いる場合は各々の所得金額を合計した額	-	各種控除金額 ・38万円×同居親族数(本人除く) ・38万円×別居扶養親族数 ・その他各種控除	÷12=	収入月額 						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">収入月額</th> <th style="width: 70%;">入居判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">158,000円以上</td> <td style="text-align: center;">入居可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">487,001円以上</td> <td style="text-align: center;">入居不可</td> </tr> </tbody> </table>					収入月額	入居判定	158,000円以上	入居可	487,001円以上	入居不可
収入月額	入居判定									
158,000円以上	入居可									
487,001円以上	入居不可									

◎ 給与所得者の金額の簡易算定方法

収入金額	給与所得の金額
650,999円以下	0
651,000~1,618,999円以下	収入金額 - 650,000円
1,619,000~1,619,999円	969,000円
1,620,000~1,621,999円	970,000円
1,622,000~1,623,999円	972,000円
1,624,000~1,627,999円	974,000円
1,628,000~1,799,999円	A × 0.6
1,800,000~3,599,999円	A × 0.7 - 180,000円
3,600,000~6,599,999円	A × 0.8 - 540,000円
6,600,000~10,000,000円	A × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円以上	A × 0.95 - 1,700,000円

※ 給与収入金額÷4,000円=(少数点以下切り捨て)×4,000円 =A(端数処理後の給与収入金額)

◎ 収入計算で控除できる金額

控除名	控除対象者	控除額
同居親族控除	申込家族のうち申し込み者以外の人	1人につき38万円
扶養親族控除	申込家族の中には入っていないが、申込家族の所得税法上の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき38万円
老人扶養親族控除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満70歳以上の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき10万円
特定扶養親族控除	同居親族又は扶養親族控除対象者で、満16歳以上23歳未満の人で、申込家族の扶養親族控除の対象と認められている人	1人につき25万円
障害者控除 〔特別障害者控除〕	申込者又は同居親族・扶養親族対象者で精神又は身体に障害があり、手帳等の交付を受けている人 〔精神又は身体に重度の障害がある人〕 (身体障害者の場合で1級又は2級)	1人につき27万円 〔1人につき40万円〕
寡婦控除	次に掲げる人 ① 夫と死別し若しくは離婚したのち婚姻していない人や夫の生死の明らかでない人で扶養している子がある人 ② 夫と死別したのち婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で合計所得金額が500万円以下の人	その人の所得から27万円を限度に控除
寡夫控除	妻と死別し若しくは離婚したのち婚姻をしていない人や妻の生死の明らかでない人で扶養している子があり合計所得金額が500万円以下の人	その人の所得から27万円を限度に控除

◎ 収入金額の早見表(収入基準158,000円～487,000円)

所得金額で確認する場合(この表の人数は申し込み者本人を含まない数です。)

	0人	1人	2人	3人	4人
入居可能な 総所得金額	1,896,000円以上 5,844,000円以下	2,276,000円以上 6,224,000円以下	2,656,000円以上 6,604,000円以下	3,036,000円以上 6,984,000円以下	3,416,000円以上 7,364,000円以下

◎ 収入認定月額計算例

給与所得者が2人以上ある場合の計算例(自営の方でも所得がある方が2人以上ある場合はこの例によります。)

申し込み親族4人で夫と妻に収入がある。

〔総所得金額の計算〕

① 夫の収入 5,628,500円 \Rightarrow $\div 4,000$ 円 = 1,407,125円 \Rightarrow 小数点以下切り捨て
1,407円
 \Downarrow
 $\times 4,000$ 円
= 5,628,000円

5,628,000円 $\times 0.8 - 540,000$ 円 = 3,962,400円

② 妻の収入 1,618,500円 \Rightarrow 65万円を控除する \Rightarrow 所得金額は 968,500円

総所得金額は ①+② = 4,930,900円(A)

〔控除金額の計算〕 同居親族が3人(妻+子供2人)なので

380,000円 $\times 3$ 人 = 1,140,000円(B)

〔控除後の収入月額の計算〕

{(A)-(B)} $\div 12 \Rightarrow (4,930,900$ 円 $-1,140,000$ 円) $\div 12=315,908$ 円(収入認定月額)

\Downarrow
158,000円~487,000円なので入居申し込み

可

〔参考〕 源泉徴収票で見る収入額及び給与所得額

令和〇〇年分 給与所得の源泉徴収票

		収入金額		給与所得額	
支払いを受ける者	住所	一関市竹山町7-2		氏名	一関 太郎
種別	支払金額	給与所得控除の額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与等	5,628,500 円	3,962,400 円	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円	

◎入居後の注意

- 1 アパートについては家賃の他に次のものが入居者の負担となります。
 - ・入居中に使用した電気、ガス、上下水道料金などの公共料金
 - ・共同施設の上下水道料、電気料
 - ・汚物、じんかい処理に要する費用(合併浄化槽設置アパートのみ)
- 2 アパートについては管理人、班長等の役割分担があります。
- 3 家賃を3ヵ月以上滞納したときは、住宅を明け渡していただきます。なお、本人から徴収できない場合は連帯保証人から徴収します。
- 4 住宅を明け渡す時は現状回復をしていただきます。なお、明け渡し予定の10日前までに「退去届」を提出し、検査員の退去検査を受けなければなりません。

◎その他

- 1 申込書の有効期間は、申し込みをした日の属する月の末日(土日祝祭日のときは、翌日)までです。
- 2 入居申込書に不正の記載や申立事項があった場合、入居許可を取り消すことがあります。
- 3 婚約者がいる方については、入籍または挙式予定日の3ヵ月前から申し込みができます。
- 4 申込書の記載漏れや虚偽の記載がある場合、添付書類に不備がある場合などは受理いたしません。また、郵送による申し込みは受け付けませんのでご注意ください。

◎ 問い合わせ先

本庁都市整備課住まい環境係	0191-21-2111(代表)
花泉支所産業建設課建設係	0191-82-2211(代表)
大東支所産業建設課建設係	0191-72-2111(代表)
千厩支所産業建設課建設係	0191-53-2111(代表)
東山支所産業建設課建設係	0191-47-2111(代表)
室根支所産業建設課建設係	0191-64-2111(代表)
川崎支所産業建設課建設係	0191-43-2111(代表)
藤沢支所産業建設課建設係	0191-63-2111(代表)